

平成29年7月

胎内市農業委員会

総会議事録

平成29年7月25日

決			裁	
会長	局長	係長	係	担当

胎内市 農業委員会 総会議事録

1 開催日時 平成29年7月25日(火) 午後3時00分から午後3時32分

2 開催場所 胎内市庁舎 全員協議会室

3 出席委員 (23人)

会長	1番	花野 隆雄	会長代理	2番	南波 快和
委員	3番	榎本 太	委員	4番	西奈美 公平
委員	5番	水澤 正明	委員		
委員	7番	松村 智	委員	8番	増子 強
委員	9番	榎本 喜作	委員	10番	佐藤 陽子
委員	11番	白塚 幸二	委員	12番	川上 勝之
委員	13番	馬場 勝	委員	14番	森田 謙
委員	15番	緒形 文一	委員	16番	志村 政美
委員	17番	小熊 威	委員	18番	南波 雅子
委員	19番	小泉 六助	委員	20番	桐生 正男
委員	21番	忠 貞夫	委員	22番	佐藤 常男
委員	23番	羽田野 正明	委員	24番	田村 信秀

4 欠席委員(1人) 6番: 大沼 和雄

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸般の報告

第3 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第4号議案 胎内市農用地利用集積計画について

第5号議案 耕作放棄地の農地・非農地の判断について

第4 報告第1号 農地法第4条第1項第8号(農地法施行規則第32条)の該当による届出について

6 農業委員会事務局職員

事務局長: 榎本富夫、参事: 南波明、主任: 阿部正彦

7 会議の概要

議長	<p>ただ今から、平成 29 年 7 月の胎内市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は 23 名であり、胎内市農業委員会会議規則第 6 条の規定により、会議は成立いたしました。</p> <p>それでは、日程第 1、議事録署名委員の指名でございますが、今回は、15 番緒形文一委員、16 番志村政美委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>次に日程第 2、諸般の報告をいたします。</p> <p>事務局報告願います。</p>
事務局	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>皆様のお手元にお配りしてございますのは、6 月の総会以降の行事等の内容でございます。</p> <p>6 月 29 日、チューリップフェスティバル実行委員会が市役所 301 会議室で開催され、会長が出席してございます。</p> <p>7 月 3 日、新潟県農業会議と農業委員会との業務推進検討会を農業委員会事務室で開催し、会長が出席してございます。</p> <p>7 月 6 日、近江新地区の農地あっせん審査会を市役所 2 階会議室で開催し、緒形委員、忠委員、松村委員に出席していただきました。</p> <p>7 月 10 日、ほ場整備推進協議会総会が市役所大会議室で開催され、会長が出席してございます。</p> <p>同日、農業関係者との現地視察並びに意見交換会が荒川沿岸土地改良区で開催され、会長が出席してございます。</p> <p>7 月 18 日、7 月の事前審査会を市役所 2 階会議室で開催し、4 班の委員の皆様にご案内いただきまして、案件を審査していただきました。</p> <p>7 月 20 日、福島県喜多方市において先進地視察研修を行い、19 名の委員の皆様にご参加いただきました。ありがとうございました。</p> <p>農業者年金受給者連盟郡市連絡協議会平成 28 年度総会が阿賀野市で開催され、会長が出席してございます。</p> <p>以上、簡単ではありますが、諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>以上で諸般の報告を終わります。</p> <p>次に日程第 3、議事に入ります。</p> <p>第 1 号議案「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 1 号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書 1 ページでございます。</p> <p>第 1 号議案は、経営の拡大のための売買が 2 件、譲渡人の要望による贈与が 1 件、事業承継のための贈与が 1 件の計 4 件であります。1 番の案件につきましては、経営の拡大のため、築地新地内の畑を総額〇〇〇〇円で売買するものであります。申請地につきましては、譲渡人の自宅から遠く、譲受人の自宅のすぐそばにあることから、売買に至ったものであります。2 番の案件につきましては、経営の拡大のため、築地新地内の畑を売買するもので、10a 当たりの売買価格は〇〇〇〇円であります。3 番の</p>

	<p>案件につきましては、譲渡人の要望により近江新地内の田を贈与するものであります。申請地につきましては、譲受人の所有する 5,093 ㎡の田と併せて 1 枚になっていて、以前から譲受人が耕作していましたが、譲渡人につきましては今後も農業をする予定がないことなどから、これまで耕作してもらっていた譲受人に贈与することとなったものであります。4 番の案件につきましては、事業承継のために親子間で贈与するものであります。</p> <p>以上、第 1 号議案の全ての案件につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 1 号議案の事前審査結果について、3 番榎本太事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
3 番	<p>それでは、第 1 号議案についてご報告いたします。</p> <p>去る 7 月 18 日、市役所 2 階農業委員会会議室におきまして、4 班委員 5 名及び事務局 2 名で事前審査会を開催いたしました。</p> <p>第 1 号議案は、経営の拡大のための売買が 2 件、譲渡人の要望による贈与が 1 件、事業承継のための贈与が 1 件の計 4 件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 1 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質疑を行います。ご質疑願います。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質疑がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 1 号議案については、事前審査委員長報告のとおり許可することに、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議・なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、第 1 号議案については、許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 2 号議案「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 2 号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書 2 ページをお願いします。</p>

	<p>第2号議案については、貸駐車場及び貸資材置場として利用するための転用が1件、作業場及び事務所敷地として利用するための転用が1件であります。1番の案件につきましては、長橋地内の第1種農地を貸駐車場及び貸資材置場として利用するための転用であります。申請地につきましては、平成8年ごろまでは田として利用されていましたが、国道の拡張工事に関連して分筆され、面積が小さくなったことから休耕田となり、その後に行われた下水道工事のころから工事関連用地として利用されることが度々あり、現在は土が盛られた状態となっています。そのため、今後は再発防止に努める旨の始末書が提出されていることを申し添えます。2番の案件につきましては、赤川地内の田と畑を作業場及び事務所敷地として利用するための転用であります。申請地につきましては、隣接する宅地にあった建物を建て替えた昭和63年ごろから、その宅地と一体的に作業場及び事務所敷地として利用されてきたことから、こちらも、今後は再発防止に努める旨の始末書が提出されていることを申し添えます。</p> <p>以上、書類による不備はなく、転用面積・目的・資金計画等、申請内容は転用許可条件を満たしております。</p> <p>7ページに案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第2号議案の事前審査結果について、3番榎本太事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
3番	<p>それでは、第2号議案についてご報告いたします。</p> <p>第2号議案については、貸駐車場及び貸資材置場として利用するための転用が1件、作業場及び事務所敷地として利用するための転用が1件であります。いずれの案件も事前着工されているため、現地は確認しませんでした。再発防止に努めるという始末書も提出されていることから、いずれの案件もやむを得ないものとして、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第2号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質疑を行います。</p> <p>ご質疑願います。</p>
	<p>(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質疑がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第2号議案については、事前審査委員長報告のとおり、県農業会議に諮問せず、許可することにご異議ございませんでしょうか。</p>
	<p>(異議・なしの声)</p>

議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、第2号議案は、県農業会議に諮問せず、許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第3号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>この案件は、本総会出席委員に関係する案件がありますので、案件を分けて審議いたします。</p> <p>初めに第3号議案の1番から5番を審議いたします。</p> <p>それでは、事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第3号議案の1番から5番をご説明いたします。</p> <p>議案書3ページをお願いします。</p> <p>第3号議案の1番から5番につきましては、全て住宅建築のための転用であります。1番から4番の案件は、あかね町地内の第3種農地に住宅を建設するための転用であり、売買価格は1番が坪〇〇〇〇円、2番が坪〇〇〇〇円、3番が坪〇〇〇〇円、4番が坪〇〇〇〇円であります。5番の案件は、大出地内の第1種農地に住宅を建設するための転用であり、売買価格は㎡〇〇〇〇円であります。</p> <p>1番から5番まで書類による不備はなく、転用面積・目的・転用時期・資金計画等、申請内容は転用許可条件を満たしております。</p> <p>7ページに案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第3号議案の1番から5番の事前審査結果について、3番榎本太事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
3番	<p>それでは、第3号議案の1番から5番についてご報告いたします。</p> <p>第3号議案の1番から5番については、全て住宅建築のための転用であります。詳細につきましては事務局説明のとおりで、5番は現地を確認しましたが事前着工もありませんでした。1番から5番のいずれの案件も特に問題はないものとして、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第3号議案の1番から5番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、質疑を行います。</p> <p>ご質疑願います。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質疑がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第3号議案の1番から5番については、事前審査委員長報告のとおり、県農業会議に諮問せず、許可することにご異議ございませんでしょうか。</p>

	(異議・なしの声)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、第3号議案の1番から5番は、県農業会議に諮問せず、許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第3号議案の6番を審議いたします。</p> <p>なお、___番___委員は、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件終了までの間、退室をお願いいたします。</p>
	(議事参与委員・退室)
議長	<p>それでは、事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第3号議案の6番をご説明いたします。</p> <p>6番の案件は、築地地内の農用区域内の畑において山砂の採取及び運搬路を整備するための一時転用であります。所要面積は22,587.69㎡で、採取期間は許可の日から1年間とするものであります。</p> <p>なお、譲受人がこの場所で行う事業については、今回が6期目となります。</p> <p>以上、書類による不備はなく、転用面積・目的・転用時期・資金計画等、申請内容は転用許可条件を満たしております。</p> <p>なお、7ページに案内図をお示ししてございますので、確認をお願いします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第3号議案の6番の事前審査結果について、3番榎本太事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
3番	<p>それでは、第3号議案の6番をご報告いたします。</p> <p>第3号議案の6番は、山砂採取のための一時転用であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりで、当日、事業者から全体計画などの説明を受けまして、ここ何年かに渡っての事業で、トラブル等問題もないということで、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>ただ今、第3号議案の6番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、質疑を行います。</p> <p>ご質疑願います。</p>
	(質疑・なしの声)
議長	<p>質疑がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p>

	<p>第3号議案の6番については、事前審査委員長報告のとおり、許可相当として県農業会議に諮問し、答申が許可相当の場合は許可することにご異議ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議・なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 それでは、ここで議事参与により退室した委員に、入室していただきます。</p> <p style="text-align: center;">(議事参与委員・入室)</p>
議長	<p>第3号議案の6番については、県農業会議に諮問し、答申が許可相当の場合は許可することに決定いたしました。 次に、第4号議案「胎内市農用地利用集積計画について」を議題といたします。 事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第4号議案をご説明いたします。 議案書8ページをお願いします。</p> <p>1番の案件につきましては、村松浜地内の畑の売買であります。譲渡人が高齢などの理由から申請地の売買を希望し、近隣で多くの畑を耕作している隣地の耕作者が譲り受けることとなったもので、売買価格は総額で〇〇〇〇円、10a当たり〇〇〇〇円です。2番の案件につきましては、近江新地内の田の売買であります。譲渡人が間もなく転居を予定していることから、早期の財産整理を希望し、現在も申請地を耕作している譲受人が購入することとなったもので、売買価格は総額で〇〇〇〇円、10a当たり〇〇〇〇円です。</p> <p>以上、いずれの案件も、農用地を効率的に利用して耕作すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第4号議案の1番のあっせん審査結果について、11番白塚幸二あっせん審査委員長から審査結果の報告をお願いいたします。</p>
11番	<p>第4号議案の1番についてご報告いたします。去る6月22日に農業委員会会議室において、あっせん委員と売り手、買い手、事務局にてあっせん審査会を開催しました。売り手につきましては、後継者もなく高齢などの理由から申請地を売りたいとのことでした。買い手は認定農業者ではありませんが、市内でも有数の大規模農家であり耕作面積及び経営状況等も問題ありませんし、申請地を含め隣地を耕作しており効率的ですし、あっせん譲受け台帳にも登録されております。売買価格につきましても、売り手・買い手それぞれ合意の価格であり、あっせん審査会では問題なく承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。以上で報告を終わり</p>

	ます。
議長	続きまして、第4号議案の2番のあっせん審査結果について、15番緒形文一あっせん審査委員長から審査結果の報告をお願いいたします。
15番	<p>第4号議案の2番についてご報告いたします。去る7月6日に農業委員会会議室において、あっせん委員と売り手、買い手、事務局にてあっせん審査会を開催しました。売り手につきましては、9月ごろに東京へ転出することが決まっており、財産整理のため申請地を売りたいとのことでした。</p> <p>買い手は胎内市民ではありませんが、在住地で認定農業者となっており、耕作面積及び経営状況等も問題ありませんし、申請地を含め隣地を耕作しており効率的ですし、あっせん譲受け台帳にも登録されております。売買価格につきましても、売り手・買い手それぞれ合意の価格であり、あっせん審査会では問題なく承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。以上で報告を終わります。</p>
議長	続きまして、第4号議案の事前審査結果について、3番榎本太事前審査委員長から報告をお願いします。
3番	<p>第4号議案について、ご報告いたします。</p> <p>1番と2番のいずれの案件も、譲受人が隣地を耕作していることから、効率的に作業ができ、安定した経営につながるものと期待できる上、あっせん審査会が開催されていますので問題はなく、事前審査会では承認相当であると判断しましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第4号議案について、事務局及びあっせん審査委員長並びに事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質疑を行います。</p> <p>ご質疑願います。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質疑がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第4号議案については、事前審査委員長報告のとおり承認することに、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議・なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、第4号議案については、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第5号議案「耕作放棄地の農地・非農地の判断について」を議題といたします。</p>

<p>事務局</p>	<p>事務局説明願います。</p> <p>第5号議案を説明します。 議案書9ページをお願いいたします。</p> <p>1番から10番までの案件につきましては、昨年度の総会でご審議いただいた鍬江地内や坂井地内の耕作放棄地と同様に、農地利用状況調査により、再生困難な農地、いわゆるB分類と判定されたものであります。</p> <p>すべてが塩沢地内の耕作放棄地で、ほとんどが山林又は原野化しており、合計で11筆およそ2.2haであります。それぞれに程度は異なりますが、周辺状況や農地利用の継続性などを考えあわせると、農地法の対象となる農地ではないものと思われま</p> <p>す。</p> <p>したがいまして、第5号議案のいずれの案件も、農地に該当しない「非農地」としてご提案いたしました。10ページに案内図をお示ししてございますので、確認をお願いします。</p> <p>なお、昨年度と同様に、総会において非農地と判断していただき、その旨を所有者等に通知した場合に混乱が生じないように、全ての所有者又は納税義務者に対し、一連の取り扱いを事前に案内しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>第5号議案の事前審査結果について、3番榎本太事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
<p>3番</p>	<p>それでは、第5号議案をご報告いたします。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりでございますが、現地を見に行きましたが、行けるところしか見られませんでした。その他のところは事務局が撮った写真で状況を確認しまして、山林又は原野化し農地に復元することが著しく困難と認められることから、事前審査会ではすべての案件を「非農地」として承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今、第5号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質疑を行います。</p> <p>ご質疑願います。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
<p>議長</p>	<p>ご質疑ないので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第5号議案については、事前審査委員長報告のとおり非農地と判断することに、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議・なしの声)</p>

議長	<p>異議なしと認めます。 よって、第 5 号議案は非農地と判断することに決定いたしました。 以上で、日程第 3 の第 1 号議案から第 5 号議案までの審議を終了いたしました。 次に日程第 4 の報告第 1 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の該当による届出について」を報告いたします。 事務局説明願います。</p>
事務局	<p>報告第 1 号をご説明申し上げます。 議案書 11 ページをお願いします。 報告第 1 号であります、7 月 4 日付けで農地法第 4 条第 1 項第 8 号の該当による届出があったことを報告するものであります。 いわゆる 2 a 未満の自己転用に限り農地法に基づく転用許可が不要とするものであります、下江端地内の第 1 種農地 192 m²を農機具格納庫に転用したいとして、このたび届け出がありました。 下段の案内図で場所の確認をお願いします。 以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>これで、本日の全ての日程を終了致しました。 これを持ちまして平成 29 年 7 月の胎内市農業委員会総会を閉会といたします。</p>

上記の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名します。

平成29年7月25日

議 長 _____

15 番 _____

16 番 _____